

国指定下北西部鳥獣保護区
下北西部特別保護地区指定計画書
(環境省案)

平成26年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

下北西部特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

下北西部鳥獣保護区のうち、青森県下北郡佐井村所在国有林下北森林管理署2314林班へ小班、2315林班イ小班、2316林班ニ1、ニ2、ホ及びへの各小班、2318林班イ小班、2320林班イ小班、2325林班ト小班、2328林班カ小班、2329林班と、ち及びイの各小班、2331林班に、イ及びロの各小班、2336林班は、に、ほ、イ及びロの各小班、2341林班に、ほ、イ及びロの各小班、2342林班は、イ及びロの各小班並びに2343林班は1、は2、イ、ロ及びハの各小班的区域並びにむつ市所在国有林下北森林管理署983林班り、ロ、ハ、ニ、へ及びトの各小班、984林班い小班並びに985林班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成26年11月1日から平成36年10月31日まで（10年）

(4) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、下北半島の西側に位置し、海岸線は切り立った断崖^{がい}となっており、その上はエゾイタヤ・シナノキ群集が生育する風衝地となっており、更にその奥にはブナ・ミズナラ群落^{きん}が生育する等、多様な植生及び地形等を有している。

このような自然環境を反映して、哺乳類では、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅のおそれのある地域個体群の下北半島のツキノワグマが確認され、猛禽類では、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びハヤブサのほか、準絶滅危惧種のミサゴの生息が確認されている。

特に、当該区域は、海岸部の岩場や切り立った断崖がハヤブサ等ワシタカ類の営巣の場となっている他、オジロワシ等が、北海道と本州間を行き来する際に、飛翔高度を得るために当該区域の高さ100mにも及ぶ崖地に向かって吹く西風に伴う上昇気流を利用しているものと考えられ、渡りのルート^ほを維持するためにも極めて重要であると考えられる。

このため、当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域として、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する管理方針

(1) 保護管理方針

- 1) 希少鳥獣の生息地の保護区としてニホンツキノワグマ、オジロワシ、ハヤブサ等の希少鳥獣の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。
- 3) 鳥獣に対する餌付け、鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、区域内の巡視、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 国指定鳥獣保護区周辺における農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 885 ha (885ha)

内訳

ア 形態別面積

林野	885 ha (885ha)
農耕地	- ha (-ha)
その他	- ha (-ha)

イ 所有者別面積

国有地	885 ha (885ha)
-----	----------------

国有林	{ 林野庁所管 885 ha (885ha) { 制限林 885 ha (-ha) { 普通林 - ha (885ha) { 他所管 - ha (-ha)	{ 保安林 826 ha (-ha) { その他 59 ha (-ha)

国有林以外の国有地	- ha (-ha)
地方公共団体有地	- ha (-ha)
私有地等	- ha (-ha)
公有水面	- ha (-ha)

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	- ha (-ha)
--------------	-------------

自然公園法による地域 (下北半島国定公園)	885 ha (885ha)	{ 特別保護地区 820 ha (820ha) { 特別地域 65 ha (65ha) { 普通地域 - ha (-ha)

文化財保護法による地域 (下北半島サルおよびサル生息北限地)	721 ha (721ha)
-----------------------------------	----------------

(注) () は既指定の区域面積

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、下北西部鳥獣保護区の西側の津軽海峡に面した佐井村福浦からむつ市九艘泊地区までの間に位置する。

イ 地形、地質

当該区域は、東北地方脊梁山脈の最北端の隆起帯に位置し、起伏の大きい山地からなり、福浦から九艘泊に至る海岸地域は、高低差10mから100mの切り立った断崖がある。主として

先第三系基盤岩類とこれを不整合に類従する変質の著しい新第三系の火山岩、火山砕屑岩等から構成されているが、福浦周辺には長浜層に貫入する石英閃緑岩体とデイサイトの溶岩が露出している。

ウ 植物相の概要

当該区域は、福浦より九艘泊に至る海岸地域については、風衝地であることからエゾイタヤ及びシナノキ群落が分布し、一部安定したところにはミヤマビャクシン、コハマギク、オオウシノケグサ、ベンケイソウ、アキカラマツ等が見られる。

エ 動物相の概要

当該区域は、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンドザル等の哺乳類の生息が確認されている。

また、海岸部の切り立った岩場は、希少猛禽類のオジロワシやハヤブサ等の生息地ともなっている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該区域は森林となっており、鳥獣による農林水産業への被害は生じていない。

なお、むつ市、佐井村では、ホンドザル等による稲、果樹等の農作物の食害等があり、被害額は下表のとおりである。

年度	被害額 (千円)	被害面積 (ha)
平成23年度	3,618	2.7
平成24年度	2,353	2.8
平成25年度	2,011	1.3

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該保護区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- (1) 特別保護地区用制札 10本
- (2) 案内板 3基

生息する鳥獣類(下北西部特別保護地区)

ア. 鳥類

目	科		種または亜種	種の指定等
【キジ目】	キジ科	○	ヤマドリ キジ	
【カモ目】	カモ科	○	オオハクチョウ マガモ カルガモ	
		○	シノリガモ	LP
		○	ホオジロガモ ウミアイサ	
【ハト目】	ハト科	○	カラスバト	NT
		○	キジバト アオバト	
【カツオドリ目】	ウ科	○	ヒメウ	EN
		○	ウミウ	
【ペリカン目】	サギ科	○	アオサギ コサギ	
【カッコウ目】	カッコウ科	○	ホトトギス	
		○	カッコウ	
【チドリ目】	シギ科	○	アオシギ	
	カモメ科	○	ウミネコ	
		○	オオセグロカモメ	
【タカ目】	ミサゴ科	○	ミサゴ	NT
	タカ科	○	トビ オジロワシ オオワシ チュウヒ オオタカ ノスリ イヌワシ クマタカ	国天、国内希少、VU 国天、国内希少、VU EN 国内希少、NT 国天、国内希少、EN 国内希少、EN
【フクロウ目】	フクロウ科		コノハズク	
【ブッポウソウ目】	カワセミ科		アカショウビン	
【キツツキ目】	キツツキ科	○	コゲラ コアカゲラ アカゲラ アオゲラ ヤマゲラ	
【ハヤブサ目】	ハヤブサ科	○	ハヤブサ	国内希少、VU
【スズメ目】	モズ科	○	モズ	
	カラス科	○	カケス ハシボソガラス ハシブトガラス	
	キクイタダキ科	○	キクイタダキ	
	シジュウカラ科	○	コガラ ヤマガラ ヒガラ シジュウカラ	
	ツバメ科	○	ツバメ イワツバメ	
	ヒヨドリ科	○	ヒヨドリ	
	ウグイス科	○	ウグイス	
	エナガ科	○	エナガ	
	ムシクイ科	○	センダイムシクイ	
	レンジャク科		ヒレンジャク	
	ゴジュウカラ科	○	ゴジュウカラ	
	ミソサザイ科	○	ミソサザイ	
	ムクドリ科	○	ムクドリ	
	ヒタキ科	○	ツグミ コルリ	
		○	イソヒヨドリ	

イ. 獣類

目	科		種または亜種	種の指定等
【モグラ目】	トガリネズミ科		カワネズミ	
【コウモリ目】	ヒナコウモリ科		クロホオヒゲコウモリ	VU
			ホンドノレンコウモリ	VU
			モリアブラコウモリ	VU
【サル目】	オナガザル科	○	ホンドザル	国天
【ネコ目】	イヌ科	○	ホンドタヌキ	
		○	ホンドキツネ	
	イタチ科	○	ホンドテン	
			ホンドイタチ	
			ホンドオコジョ	NT
		○	ニホンアナグマ	
	クマ科	○	ニホンツキノワグマ	LP
【ウシ目】	ウシ科	○	ニホンカモシカ	国特天
【ネズミ目】	リス科	○	ニホンリス	
			ホンドモモンガ	
【ウサギ目】	ウサギ科	○	トウホクノウサギ	
合計	7目	9科	16種	

(注)

1. 鳥獣の目・科・種（和名）及び配列は、鳥類については「日本鳥類目録 改訂第7版（2012年、日本鳥類学会）」、獣類については「日本野生鳥獣目録（平成14年7月、環境省自然環境局 野生生物課）」に拠った。

2. 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天：国指定天然記念物

国特天：国指定特別天然記念物

レッドリスト（平成24年、環境省）（ア. 鳥類）

レッドリスト（平成24年、環境省）（イ. 獣類）

CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧

DD：情報不足、

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1号の規定により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

